

県営建設工事競争入札参加資格審査

問答集（県外企業）

（令和4年12月22日作成）

本問答集は、県営建設工事競争入札参加資格審査について、寄せられた質問のうち主なものを掲載しておりますので、必要に応じて御活用ください。

I 申請書・添付書類（技術等評価点数に関するものを除く）について

1 申請書（様式第1号及び別紙）

(1) 前回令和3・4年度に使った申請書と同じものをそのまま使ってよいか。

⇒どちらも、令和5・6年度の様式を使ってください。

前回の様式を使うと、点数の算定を誤ることがあります。

(2) 申請書（様式第1号及び別紙）をA3に拡大コピーしたものについても、押印は必要か。

⇒不要です。

(3) 主要5業種（土木・建築一式・電気・管・舗装）以外の技術者数の総数を記載する欄も、東北6県内の本店、支店、営業所等に所属する技術者に限るのか。

⇒主要5業種以外については、東北6県内に限らず、会社全体で当該工事種別に対応できる技術者の総数を記載してください。

2 営業所一覧表（様式第2号）

書類作成の手間を省くため、経営事項審査の際に提出した類似の書類をそのまま使いまわして提出してよいか。

⇒県が資格審査の提出書類として指定した様式で作成してください。

営業所一覧表は、全ての営業所の記載を要するものではなく、主たる営業所（本店等）と、岩手県内にある営業所を確認できれば足りるものです。

3 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

- (1) 資格審査の申請時点で、まだ総合評定値通知書の請求を行っていない場合に、「総合評定値を今後申請の予定」として、資格審査の申請を行うことはできるか。

⇒できません。

4 工事経歴書（様式第3号）・申請する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）

- (1) 土木、建築一式、舗装の資格を申請する場合、これらの書類は必要か。

⇒不要です。

これらの書類を必要とする工事種別は、機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物に限られます。

- (2) これらの書類作成の手間を省くため、経営事項審査の際に提出した類似の書類をそのまま使いまわして提出してよいか。

⇒県が資格審査の提出書類として指定した様式で作成してください。

工事経歴書は、全ての工事の記載を要するものではなく、該当する工事種別の実績が最低1件以上あることを確認できれば足りるものです。

5 【土木・建築一式・電気・管・舗装】技術職員名簿（様式第5号）

- (1) 技術者が非常に多く、名簿作成の負担が大きい。経営事項審査の際に提出した類似の書類をそのまま使いまわして提出してよいか。

⇒基本的には、県が資格審査の提出書類として指定した様式で作成してください。

記載対象は「東北6県の本店、支店、営業所等に所属している技術者の数」であり、記載対象の1級技術者数が15人を超える場合は、対象者の記載を一部省略しても差し支えありません。ただし、様式第1号別紙に記載する技術者数とは整合させてください。

- (2) 「東北6県の本店、支店、営業所等に所属している技術者の数」は、営業所専任技術者1人のみであり、現場を担当する技術者は全員を東北6県外の本店の所属としている。この場合、技術者は何人記載できるか。
⇒そうした場合は、1人しか記載できないこととなり、結果的に資格を得られないこととなります。

6 暴力団…に該当しない旨の誓約書（様式第12号の2）、別紙1：参照、別紙2：役員の一覧表

- (1) 「別紙2：役員の一覧表」に記載する役員の住所は、住民票上の住所か、実際の居所か、会社所在地か。

⇒住民票上の住所を記載してください。

- (2) 「別紙2：役員の一覧表」には、押印は必要か。

⇒不要です。（ただし、押印した場合についても受け付けます。）

- (3) 「別紙2：役員の一覧表」の確認資料として、会社登記事項証明書の添付は必要か。

⇒不要です。

- (4) 役員の一覧表は、いつまでに電子メールで提出すればよいのか。

⇒資格審査受付日を目途に提出してください。受付日後でも差し支えありません。

- (5) 電子メールでの提出にあたり、メール標題等はどのようにすればよいのか。

⇒申請者名が分かるように記載してください。

⇒PDFではなく、必ずエクセルファイルで送信してください。

Ⅲ その他

1 一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格について

来年度も一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格を継続したいが、手続きはいつ行えばよいのか。

⇒資格基準が確定する令和 5 年 5 月下旬に、ホームページで御案内します。

ただし、令和 5 年 6 月上旬に入札の行われる案件がある場合は、資格基準確定前（おおむね令和 5 年 4 月下旬）にホームページで御案内のうえ、申請を受け付けます。

なお、一般競争入札（WTO 案件）入札参加資格は、通常の「県営建設工事競争入札参加資格審査」とは全く別個の手続きです。